

大雪地区広域連合障害支援区分審査会運営要綱

平成 18 年 8 月 18 日

要綱第 1 号

改正 平成 26 年 3 月 25 日 要綱第 1 号

(趣旨)

第 1 条 大雪地区広域連合障害支援区分審査会(以下「障害支援区分審査会」という。)の運営については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号。)及び大雪地区広域連合障害支援区分審査会規則(平成 18 年規則第 5 号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(合議体)

第 2 条 合議体の構成は、会長が保健、医療及び福祉並びに身体障害、知的障害及び精神障害の各分野の均衡に配慮した構成となるよう指名する。

- 2 合議体の長は、合議体の会議を総理し、合議体を代表する。
- 3 合議体の長に事故ある場合、あらかじめ指名した委員が職務を代理する。
- 4 会議の開催及び運営については、次のとおりとする。

(1) 合議体は、これを構成する委員の過半数(合議体の長を含む。)が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

また、特別な理由がある場合を除き、保健、医療及び福祉並びに身体障害、知的障害及び精神障害のいずれかの分野の委員が欠けるときは、開催しないことができるものとする。

審査判定にあたっては、できるだけ委員間の意見の調整を行い、合意を得るよう務めるものとし、必要に応じて関係機関及び当該障害者、その家族、医師、調査員等のびその他の専門家の意見を聞くことができるものとする。

合議体の議事は、合議体の長を含む出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は合議体の長の決するところによる。

- 5 審査判定の結果については、合議体の議決をもって認定審査会の議決とする。

(審査及び判定)

第3条 障害支援区分認定審査会は、法第21条第1項の規定により、障害支援区分に関する審査及び判定に係る障害者(以下「当該障害者」という。)について、認定調査票のうち「障害支援区分認定調査」及び「特記事項」並びに「医師意見書」に記載された医師の意見に基づき、「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(厚生省労働省令第5号)」による障害支援区分に関する審査判定基準等(以下「障害支援区分審査判定基準等」という。)に照らして審査判定を行う。また、特に必要がある場合については、意見書を付することができるものとする。

- 2 認定審査会は、必要に応じて関係機関及び当該障害者、その家族、医師等の意見を聴取することができる。
- 3 委員は、次に掲げる場合に該当するときは、審査及び判定に加わることができない。

ただし、審査対象者の状況等について意見を述べることは差し支えない。

- (1) 当該障害者が、委員の所属する施設等で障害福祉サービス等を受けている場合
- (2) 委員が審査対象者の医師意見書を記入した場合

- 4 障害支援区分審査会は、審査終了後、判定結果について別紙様式により速やかに関係町長へ報告するものとする。

(障害支援区分審査会の意見聴取)

第4条 関係町は、作成した支給決定案が関係町が定める支給基準と乖離するような場合障害支援区分審査会に意見を求めることができる。

- 2 障害支援区分審査会は、支給決定し案を作成した理由等の妥当性を審査し、支給決定案等について障害支援区分審査会の意見を報告する。
- 3 障害支援区分審査会は、以遠を述べるに当たり、必要に応じて、関係機関や障害者、その家族、医師等の意見を聞くことができるものとする。

(守秘義務)

第5条 障害支援区分審査会は、第三者に対し原則非公開とする。

- 2 委員は、知り得た個人情報に関し、秘密を厳守しなければならない。
- 3 委員は、障害支援区分審査会終了後、審査判定に使用した資料を持ち帰ることはできないものとする。

(議事録の作成)

第6条 障害支援区分審査会は、審査した事項について議事録を作成するも

のとする。

(事務局)

第7条 障害支援区分審査会の事務局は、大雪地区広域連合事務局に置くものとする。

(補則)

第8条 この要綱のほか、障害支援区分審査会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別紙様式

大雪広介
年 月 日

関係町長 様

大雪地区広域連合障害支援区分審査会
会長

障害支援区分の審査判定結果について

平成 年 月 日付第 号で依頼のありました障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく障害支援区分審査判定等について、大雪地区広域連合障害支援区分審査会にて審査した結果、別添の一覧表のとおり判定しましたので通知します。